平成２２年（フ）第１９７４号
大阪市阿倍野区播磨町２丁目９番11号
債務者　岡内　　章
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０４１号
大阪府守口市神木町７番８号
債務者　山本　哲郎
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０４２号
大阪市東成区深江北３丁目３番13―1002号
債務者　田畑　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０４７号
大阪府豊中市刀根山５丁目３番Ａ２―11号
債務者　小林　力雄
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０４８号
大阪市西淀川区御幣島６丁目10番２―404号
債務者　北田　峰雄
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０４９号
大阪市西淀川区御幣島６丁目10番２―404号
債務者　北田　京子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５３号
大阪市住之江区緑木１丁目２番１―307号
債務者　野原　廣子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５４号
大阪市住之江区緑木１丁目２番１―307号
債務者　野原　彩加
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３号
仙台市太白区南大野田14番地の３　クリエートハイツ南大野田503
債務者　鹿毛　貴仁
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
仙台市青葉区貝ケ森５丁目１番15号　メゾン貝ケ森Ｂ―201
債務者　千田　正志
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
宮城県亘理郡亘理町吉田字中原55番地535
債務者　嶋貫　裕則
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
宮城県亘理郡亘理町吉田字中原55番地535
債務者　嶋貫　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
仙台市青葉区下愛子字二本松15番地の13　アルファ下愛子２番館201
債務者　岩淵　琴美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
仙台市宮城野区白鳥１丁目26番18号　ポートスクエアＡ202
債務者　佐藤あづさ（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
仙台市青葉区荒巻中央15番27―402号
債務者　澤口　廣次
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目６番15号　アビテール桜ケ丘101
債務者　佐藤　信也
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
宮城県名取市杉ケ袋字新田北裏33番地の３
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市本吉町津谷明戸28番地２
債務者　高野　源一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部